

仕様書

- 1 件 名 令和7年度論文の質等の評価に関するデータの作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月30日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目的

NIESの研究活動及び研究者の研究力を客観的かつ定量的な指標で評価するため、上記契約期間内に世界中で広範囲に利用されている主要な学術文献データベースを用いて、NIESに所属する職員等が学会誌等に発表した論文（Article若しくはReview）について、各種研究評価指標で解析したデータを入手するとともに、その成果を持って報告会を実施するものである。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者との十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 戦略策定のための資料の作成（論文発行年：直近5年を対象）

NIES 担当者が提供する研究ユニットまたはプロジェクトと論文との紐づけデータに基づき、主要な学術文献データベース（注1）収録論文との照合を行ったうえで、ユニット毎及びプロジェクト毎の研究活動の状況を取りまとめる。

（注1）主要な学術文献データベース：JIFの付与誌11,500以上をカバーした21,000誌以上を収録し、世界9,000機関以上に利用され、NIESで行われている研究分野を幅広くカバーするもの。

<分析対象ユニット/プロジェクト>（合計：10）

No	分析対象ユニット・プロジェクト名	
1	気候変動・大気質 PG	
2	物質フローPG	
3	包括リスク PG	
4	自然共生 PG	
5	脱炭素 PG	
6	地域共創 PG	
7	災害 PG	
8	適応 PG	
9	8分野+1事業	<8分野> 地球システム分野 資源循環分野 環境リスク・健康分野 地域環境保全分野 生物多様性分野 社会システム分野 災害環境分野 気候変動適応分野 <1事業> 基盤計測研究・業務
10	1イニシアティブ(I)+2事業	<1イニシアティブ(I)> 気候危機 I <2事業> 衛星事業 エコチル事業

1) 学術文献データベース収録論文との照合

NIES 提供データと学術文献データベース収録論文との照合方法に関わる留意点は以下のとおり。

学術文献データベース収録論文と照合された論文のうち、直近 5 年に発行された論文（※NIES 提供データの提供時期との兼ね合いで対象とする論文発行年を決定）であってドキュメントタイプが Article または Review のみを分析対象とする。

<学術文献データベース収録論文との照合方法>

- ・ NIES 担当者より上述の 10 ユニット/プロジェクトのフラグが付与された論文業績リストを提供する。
- ・ NIES 提供の論文リストのうち、当該リストに収録される「発表題目」（論文タイトル）、「誌名」（ジャーナル名）、「発行年」、DOI の項目を用い、学術文献データベース収録論文との照合を行う。
- ・ NIES 提供リストに「DOI」のみが収録され、「発表題目」（論文タイトル）、「誌名」（ジャーナル名）が収録されていない場合には、「DOI」のみで照合を行う。
- ・ それ以外の項目については、学術文献データベース収録論文との照合作業には用いない。
- ・ 「DOI」なし・「発表題目」なしのデータは照合対象外とする。
- ・ 日本語論文は分析対象外とする。
- ・ 提供した論文データに、NIES が著者所属に入っていない論文が含まれていた場合にも、学術文献データベース収録論文と照合された場合には分析対象とする。

2) ユニット毎及びプロジェクト毎の研究活動の状況の取りまとめ

前項で照合されたユニットまたはプロジェクトに紐づいた論文について、各種指標を取得したうえで、10 ユニット/プロジェクト別に以下の項目を含む研究プロファイルを作成する。そのうえで、各ユニットまたはプロジェクトの研究活動の特徴を抽出する。

(分析項目)

- ・ 論文数・論文数の経年変化
- ・ 被引用指標（CNCI, Top1%論文数・割合、Top10%論文数・割合）
- ・ 国際共著論文数・割合
- ・ 国際共著における Top10%割合
- ・ オープンアクセスジャーナル掲載の論文数・割合
- ・ JIF Q1 論文数・割合
- ・ JIF Q1 における JNCI (Journal Normalized Citation Impact)
- ・ 筆頭著者論文数・割合
- ・ 責任著者論文数・割合
- ・ 掲載ジャーナル（JIF 上位ジャーナル、論文数上位ジャーナル）
- ・ 論文数上位の貴所の研究者
- ・ 論文数の多い研究トピックと CNCI
- ・ インパクトの高い論文の主な共著機関
- ・ 被引用パーセンタイルの高い主な論文

(2) 分析レポートの作成

前半では、2001-2024 年の NIES の論文を対象に NIES の論文業績サマリーとして、研究活動を概観し、後半では、環境研究に関わる NIES 担当者が指定する 8 つの「引用に基づく分類」群（以下「NIES8 群」という。）を使用し、2020-2024 年の直近 5 年間の論文を対象として、8 群に関わる NIES の論文業績の整理及びベンチマーク機関との比較に関わる分析を行う。

1) NIES の論文業績サマリー（論文発行年：2001-2024 年）

分析レポート冒頭に NIES の 2001 年以降の論文を対象とした業績サマリーを掲載する。以下の分析項目について、5 年区切り（2002-2006, 2007-2011, 2012-2016, 2017-2021）での経年変化を取りまとめる。

(分析項目)

- ・ 論文数
- ・ 被引用指標（CNCI, Top1%論文数・割合、Top10%論文数・割合）
- ・ 国際共著論文数・割合
- ・ 国際共著における Top10%割合
- ・ オープンアクセスジャーナル掲載の論文数・割合
- ・ JIF Quartile 別論文数・割合（注 2）
- ・ 筆頭著者論文数・割合（2008 年以降）（注 3）

・責任著者論文数・割合（2008年以降）（注3）

（注2）JIF Quartile 別論文数を分析する際には、各論文が発行された年のJIFを用いて分析を行うこと。

（注3）筆頭著者・責任著者については、2008年以降の業績を収録すること。

2) NIES8 群の分析（論文発行年：2020-2024年）（直近5年）

NIESの研究の国際競争力を高めていくために、「環境研究に関わるNIES8群」の分類を用いて、NIESの論文業績の整理及びベンチマーク機関との比較に関わる分析を行う。

①NIES8群によるNIESの論文実績の整理

NIES8群に対して、NIESの論文を紐づけ、8群全体及び8群別に論文業績を整理する。

（分析項目）

- ・論文数
- ・被引用指標（CNCI, Top1%論文数・割合、Top10%論文数・割合）
- ・国際共著論文数・割合
- ・国際共著におけるTop10%割合
- ・オープンアクセスジャーナル掲載の論文数・割合
- ・JIF Q1論文数・割合
- ・JIF Q1におけるJNCI（Journal Normalized Citation Impact）
- ・筆頭著者論文数・割合
- ・責任著者論文数・割合

加えて、NIESがどのようなジャーナルへの論文掲載が多いのか、またそういったジャーナルに掲載された論文は、ジャーナルの平均被引用数に対してインパクトが高いかどうか明らかにするために、8群別にNIESの論文数の多いジャーナルについて、JIFやJNCIを整理する。

②ベンチマーク分析（論文数×CNCI、JIF Q1論文数割合×JNCI）（ベンチマーク機関：20機関）

NIES担当者が指定するベンチマーク機関（20機関）について、前項①と同様に、NIES8群に対してベンチマーク機関の論文を紐づけ、NIES及びベンチマーク機関について、8群全体及び8群別に論文数とCNCIを比較する。さらに、JIF Q1論文に絞った場合に、JIFQ1論文数割合とJNCI（Journal Normalized Citation Impact）を比較し、各機関がJIF Q1ジャーナルに対してインパクトの高い論文を掲載しているかどうかを明らかにする。

<ベンチマーク機関の例>

（国内）

No	機関名(日本語)	略称
1	海洋研究開発機構	JAMSTEC
2	総合地球環境学研究所	RIHN
3	東京大学	Univ Tokyo
4	京都大学	Kyoto Univ
5	東北大学	Tohoku Univ
6	筑波大学	Univ Tsukuba

（海外）

No	機関名(日本語)	所在国	略称
1	アメリカ海洋大気庁	アメリカ	NOAA
2	アメリカ合衆国環境保護庁	アメリカ	USEPA
3	アメリカ大気研究センター	アメリカ	NCAR
4	アメリカ航空宇宙局	アメリカ	NASA
5	アメリカ国立衛生研究所	アメリカ	NIH
6	オーストラリア連邦科学産業研究機構	オーストラリア	CSIRO
7	国際応用システム分析研究所	オーストリア	IIASA
8	ETH	スイス	ETH
9	マックス・プランク協会	ドイツ	MPI
10	CNRS	フランス	CNRS

11	National University of Singapore	シンガポール	NUS
12	Peking University	中国	PKU
13	Tsinghua University	中国	NTHU
14	Seoul National University	韓国	SNU

③ベンチマーク分析（論文指標の整理）（ベンチマーク機関：20 機関）

前項②に加え、ベンチマーク機関の 8 群全体及び 8 群別に以下の項目に関わる論文業績を整理する。

（分析項目）

- ・論文数
- ・被引用指標（CNCI, Top1%論文数・割合、Top10%論文数・割合）
- ・国際共著論文数・割合
- ・筆頭著者論文数・割合
- ・責任著者論文数・割合

(3) データの提出及び報告会の実施

- ・「(1) 戦略策定のための内部資料の作成」で作成した分析結果のデータを 11 月半ばまでに提出する。また、NIES 担当者と打ち合わせを実施し、適宜データの修正を行う。
- ・12 月半ばに「(2) 分析レポートの作成」に関わる事前資料を作成するとともに、NIES 担当者と打ち合わせを実施する。適宜資料の修正を行ったうえで、12 月中に報告会用資料を提出する。
- ・1 月上旬～半ば頃に、NIES 担当者の確認を得た「(2) 分析レポートの作成」に関わる報告会用資料を用いて、NIES 職員等を対象に NIES 会議室にてプレゼンテーション（所要 1 時間程度）を行う。
- ・1 月中に、NIES 担当者と来年度のプロジェクトに向けたフィードバック打ち合わせを実施する。

(4) プロジェクトスケジュール

プロジェクトは以下のスケジュールに従って実施される。各実施内容の開催日程は、適宜 NIES 担当者と調整すること。

日程（目安）	実施内容
契約締結後すぐ	初回打合せ ※NIES 担当者より「(1) 戦略策定のための内部資料の作成」で使用する研究ユニットまたはプロジェクトと論文との紐づけデータを提供する。
初回打合せ～11 月半ば	分析の実施
11 月半ば	「(1) 戦略策定のための内部資料の作成」に関わる分析結果データの送付及び打ち合わせの実施。
12 月半ば～末	「(2) 分析レポートの作成」に関わる事前資料の送付及び打ち合わせの実施。12 月中に報告会用資料を提出。
翌年 1 月上旬～半ば	「(2) 分析レポートの作成」に関わる報告会の開催。NIES 会議室にてプレゼンテーションを実施（所要 1 時間程度・請負者は現地参加）。
1 月半ば	フィードバック打ち合わせの実施
1 月 30 日まで	成果物の納品

(5) 成果物の提出

請負者は、(3) 及び(4) に示す期日までに、以下の成果物を収録した電子データを NIES 担当者へ提出するものとする（紙媒体での提出は不要）。

- ① 「(1) 戦略策定のための内部資料の作成」に基づき作成した報告書（Microsoft PowerPoint 形式）
- ② 「(2) 分析レポートの作成」に基づき作成した報告会用資料（Microsoft PowerPoint 形式）（注 4）
- ③ 以下を含む論文リスト（Microsoft Excel 形式）
 - ・「(1) 戦略策定のための内部資料の作成」で作成したユニット・プロジェクト毎に紐づいた論文書誌
 - ・「(2) 分析レポートの作成」に用いた NIES の論文の書誌データ
- ④ 各種打合せ議事録（Microsoft Word 形式）（打ち合わせ実施後 2 週間以内。要点のみで可。）

- （注 4）・報告会用資料は目的・方法・結果等の別に取りまとめを行うこと。
・報告会用資料には各種指標値等の専門用語の説明を記述すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。